国民健康保険で安心・健やかな生活を

病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように国民健康保険（国保）制度があります。この制度は健康保険加入者がそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、また、国も同じ負担をするという「相互扶助」の中で運営されています。わたしたちの暮らしを守る大切な国保を正しく理解し、その健全運営にご協力ください。

〈戸籍保険グループ・市役所１階☎42～3217〉

国保に加入する方

職場の健康保険や共済組合に加入している方とその家族、生活保護世帯の方及び後期高齢者医療制度の対象となる方以外は、全て国保に加入することになっています。

国保では、家族一人ひとりがみな被保険者となり、加入手続きは世帯主が行います。

なお、国保加入者のうち、会社を退職して、年金をもらうことのできる65歳未満の方とその家族は、退職者医療制度が適用される方もいます。

また、75歳（寝たきりなど一定の障がいのある方は65歳）になると、後期高齢者医療制度によって医療を受けるため、国保から脱退することになります。

市役所への届け出

会社を退職したときや家族に異動があった場合など、国保への加入や喪失事由が発生したときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

届け出が遅れると、保険証がない期間の医療費を全額自己負担しなければならなくなったり、保険税（料）を二重に支払うことになる場合があります。

■こんなときは14日以内に届け出を

▼国保に加入するとき
- ▽他市町村から転入してきたとき
- ▽職場の健康保険をやめたとき
- ▽生活保護を受けなくなったとき
- ▽子どもが生まれたとき　など

▼国保をやめるとき
- ▽他市町村へ転出するとき
- ▽職場の健康保険に加入したとき
- ▽生活保護を受けることになったとき
- ▽加入者が死亡したとき　など

▼そのほか
- ▽退職者医療制度の対象となるとき
- ▽保険証をなくしたとき
- ▽子どもが就学のため他市町村に転出するとき　など

保険証

国保に加入すると、１人に１枚ずつ国民健康保険被保険者証が交付されます。これは、国保の被保険者であるという証明となるものです。

カード型の保険証は、持ち運びやすい反面、紛失しやすいので、管理にはじゅうぶん注意しましょう。

国保で受けられる給付

国保の加入者（被保険者）は、次の表に掲げる給付が受けられます。

<table>
<tr><td>療養給付費</td><td>病気やけがをしたとき、医療機関の窓口に保険証を提示すると、医療費の３割(※)を自己負担するだけで、診療や薬、注射の処置などが受けられます。残りの費用は国保が負担します。
※70歳以上の方のうち、同じ世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保被保険者がいない方の自己負担は１割（平成26年４月２日以降に70歳になる方は２割）となります。また、18歳までのお子さんは、本市独自の「子ども医療費助成制度」により、自己負担はありません。</td></tr>
<tr><td>一部負担金減免及び徴収猶予</td><td>災害や事業の休・廃止、失業などによって、収入が著しく減少し、生活が困難になった場合は、医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予を受けることができる場合があります。</td></tr>
<tr><td>限度額適用認定証</td><td>受診する際に、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することで、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。必要となった場合、国保の窓口で申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。市民税非課税世帯の適用を受けた場合は、入院時の食事療養標準負担額についても、同時に減額を受けることができます。</td></tr>
<tr><td>入院時食事療養費</td><td>入院中の食事代は、加入者がその一部を負担し、残りを国保が負担します。なお、市民税非課税世帯の方は、市役所への申請により下表のとおり減額されます。
【入院時の食事代の標準負担額】
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>一部負担金</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般（下記以外の方）</td><td>１食 360円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税非課税世帯（70歳以上の方は低所得者Ⅱ）</td><td>90日以内の入院</td><td>１食 210円</td></tr>
<tr><td>90日を超える入院</td><td>１食 160円</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得が一定基準に満たない70歳以上の方（低所得者Ⅰ）</td><td>１食 100円</td></tr>
</table>
※低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の方
※低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で世帯員の各所得が必要経費や控除を差し引いたときに０円となる方</td></tr>
<tr><td>療養病床に入院時の食費・居住費</td><td>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を負担し、残りを国保が負担します。
【食費・居住費の標準負担額】
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>食費(1食)</th><th>居住費(1日)</th></tr>
<tr><td>一般（下記以外の方）</td><td>460円</td><td>320円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>210円</td><td>320円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>130円</td><td>320円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>葬祭費</td><td>加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に１万円を支給します。</td></tr>
<tr><td>出産育児一時金</td><td>加入者が出産したときに、42万円を支給します（４か月以上の死産・流産を含む）。</td></tr>
<tr><td>療養費及び移送費</td><td>次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、後日申請により保険で認められた部分の払い戻しを受けることができます。
▷緊急やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したとき。
▷医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき。
▷重病人の入院や転院などの移送のため費用がかかった場合、申請して国保が必要と認めたとき。
▷海外の病院で診療を受けたとき。</td></tr>
<tr><td>訪問看護療養費</td><td>医師が必要と認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで訪問看護ステーションなどを利用でき、残りの費用は国保が負担します。</td></tr>
</table>

高額療養費

医療費の自己負担が高額になったとき、一定額を超えると、その超えた分が国保から支給されます。

①自己負担限度額

加入者が同じ月内に、同じ病院に支払った医療費が下の各表に掲げる限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。

ただし、同じ病院でも69歳以下の方は入院と通院は合算できません。

また、食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除かれます。

②世帯合算（69歳以下の方）

同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上医療費を支払った方が複数いた場合、合算した額が左下の表の限度額を超えたときは、その超えた分が申請により支給されます。

※70歳以上の方は、右下の表をご覧ください。

③多数該当世帯

同じ世帯で、その月を含めた12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるときは、4回目からは下の各表の「多数該当」の場合に示す限度額を超えた分が申請により支給されます。

■高額療養費の1か月の自己負担限度額表

●69歳以下の方

所得区分		3回目まで	多数該当（4回目以降）
901万円超	ア	252,600円（医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）	140,100円
600万円超～901万円以下	イ	167,400円（医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）	93,000円
210万円超～600万円以下	ウ	80,100円（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円
特定疾病		10,000円（上位所得者は20,000円）	

※所得区分…所得区分の額は基礎控除後の総所得
※市民税非課税世帯…世帯全員が市民税非課税の方
※特定疾病…特定疾病療養受療証の交付を受けている人工透析、血友病等の長期疾病

●70歳以上の方

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋下記の加算額 多数該当の場合44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方や同一世帯の収入が520万円以上（1人の場合383万円以上）の方など
※低所得者Ⅱ…世帯全員が市民税非課税の方
低所得者Ⅰ…世帯全員が市民税非課税で年収が80万円以下の方
※加算額…（医療費総額－267,000円）×1％

退職者医療制度

国保に加入している65歳未満の方で、次の要件に該当する方は、退職者医療制度の対象となります。

①本人…厚生年金などの被用者年金に加入した期間が合算して20年以上（または40歳以降10年以上）あり、老齢厚生年金や退職共済年金を受けている方。

②被扶養者…①に該当する方の配偶者か、同じ世帯の三親等内の親族のうち、主として①に該当する方によって生計が維持されている方で、年間収入が130万円（60歳以上は180万円）未満の方。

高齢受給者証

国保に加入されている方が70歳になると、医療費の自己負担額が軽減される「高齢受給者証」を交付しています。

病院を受診するときには、忘れずに保険証と一緒に窓口で提示してください。

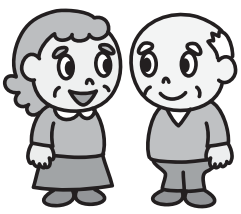

皆さんの地域で
相談や支援を行うボランティア
民生委員・児童委員

■皆さんの地域を担当する民生委員・児童委員

氏　名	電話番号	担当地区
佐渡節子	42~3703	上歌旭町、上歌新栄町、上歌曙町
荒田照代	42~3805	東光三区、本町中央
三浦勇	42~5262	東光二区、本町社宅、本町川向
田中歌子	42~3310	本町第一
岡渕栄子	42~2365	本町第二（１班～５班）
黒田征子	42~2806	本町第二（６班～８班）、本町金井沢、歌神川向
鈴木孝	42~4183	歌神一区、歌神三区、歌神筍沢
山崎榮子	42~5310	歌神市街、歌神一区の一部、歌神二区、歌神梅の沢
平川聖二	42~2285	神威市街、神威桜沢
山川義信	42~4664	神威錦ヶ岡、神威宮の下、神威神楽岡
徳山久美子	42~4491	中村中央団地
前川昭	42~4559	中村中央団地、中村宮下町
関武雄	42~5014	神威美山町、中村市街
伊井滋	42~6421	文珠第一
武田正幸	42~6789	文珠第二（高台）
相良昭吉	42~3572	文珠第二、文珠本通り
新井美代子	42~4355	文珠新泉町
日景明美	42~2757	文珠しらかば団地
北山昭子	42~4591	文珠第三（１班～５班）、単身者住宅、企業向け住宅
尾中慎一	42~4139	文珠第三（６班～15班）
早川達夫	42~3306	市内全域　※主任児童委員
杉山るみ子	42~6482	市内全域　※主任児童委員

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、国から委嘱された、皆さんのいちばん身近な相談員です。

本市には22人の委員がいて、さまざまな悩みを持つ方の相談に応じ、行政機関とのパイプ役として無給で活動しています。

■こんなときはご相談を

▷介護や在宅福祉サービスの利用に関すること
▷生活福祉資金などの借り入れや返済に関すること
▷生活保護の申請や受給などに関すること
▷心身上の疾病、障がい、予防、治療、医療費、精神衛生などの問題に関すること
▷育児や子どものしつけ、保育などに関すること
▷虐待やいじめ、非行などの問題行動に関すること

委員は、こうした問題を解決する糸口を見つける手助けなどをしています。

もちろん、相談時に知り得た個人の秘密は厳守しますので、困ったことがあったら一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■主任児童委員とは

児童問題に積極的に対処する専門員です。

地域を担当する民生委員・児童委員と一体となり、子どもの問題や子育て支援活動に取り組んでいます。

●●●社会調査にご協力を●●●

民生委員・児童委員協議会では、地域内における各家庭の家族構成等の現況を把握するため、毎年５月に社会調査を実施しています。

地区担当の民生委員・児童委員が訪問しましたら、ご協力をお願いします。

〈社会福祉協議会☎42~2328〉

こんにちは！ 市立病院副院長 水野（みずの） 孝祐（たかひろ）です！

4月1日付けで、歌志内市立病院副院長として着任しました。

生まれは北海道岩内郡岩内町です。札幌医科大学を卒業後、砂川市立病院、市立室蘭総合病院、ＮＴＴ東日本札幌病院など、道内の病院で勤務しています。前任地は札幌医科大学付属病院で、主に先端医療に携わっていました。

歌志内市は妻の生地でもあり、ご縁を感じるとともに、自然の香りを身近に感じられる閑静な街という印象です。これまでの経験を活かし、良質な医療を提供することで市民の皆さまが安心して過ごされるよう地域に貢献できればと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。

車上ねらいに注意！

車内から金品を盗んでいく「車上ねらい」は、一年を通じて発生しており、車内にバッグなどを置いていれば、貴重品が入っていなくても犯人はガラスを割ってその中身を確認します。

被害防止のため、次のことを心がけましょう。

■被害防止のポイント

▷車内に貴重品やバッグなどを放置しない。

▷車を離れるときは短時間でも必ず施錠する。

▷明るく人目につく駐車場を利用する。

▶問い合わせ　北海道環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ（☎011～204～5211）

消防本部からのお知らせ

山火事にご用心

春を迎え、レジャーや山菜を採る入山者が訪れる行楽シーズンの季節を迎えます。

この時期は「たばこ」などの火の不始末が原因で山火事が発生し、空気の乾燥や強風などの気象条件が重なることで、あっという間に火が燃え広がりますので、次のことを守りましょう。

▽火を使ったら後始末を確実に行い、消火の確認をしましょう。

▽たばこは、完全に火が消えたか確認し、投げ捨ては絶対にやめましょう。

▽ゴミは火災発生や延焼拡大の原因となるため、必ず持ち帰りましょう。

放火されない環境づくり

全国的に放火による火災は、春先の特に夜間の人通りが少ない時間帯に多く発生しています。放火されない環境づくりが大切ですので、次のことを心掛けましょう。

▽家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。

▽ゴミは収集日の朝に出しましょう。

▽物置などには、かぎをかけましょう。

▽郵便受けに郵便物をため込まないようにしましょう。

悪質な訪問販売にご注意

消火器や住宅用火災警報器などの悪質な訪問販売が増えています。

消防本部で住宅用火災警報器などの販売をすることは絶対にありません。もし、不審な訪問販売業者が訪ねてきた場合は、消防本部までご連絡ください。

なお、一般のご家庭には、消火器の設置義務はありません。

▼被害にあわないために

▽消防職員や市役所職員が直接販売のために訪問することはありません。

▽契約や申し込みを強く勧めてきたり、すぐに点検をしようとする場合は疑う。

▽その場で料金の支払いはしない。

▼問い合わせ

予防・保安グループ（消防本部☎４２～３２５５）

歌志内市教育文化奨励賞

教育文化活動で優秀な成績をおさめた市民などを表彰する、平成28年度の歌志内市教育文化奨励賞受賞者が決定し、3月21日、うたみん（コミュニティセンター）で授与式が行われました。

今回は、ピアノコンクールで素晴らしい成績をおさめられた小川恵璃さんが受賞者に選ばれました。

なお、学年は授与式当日のものを記載しています。

◘小川恵璃さん（歌志内中学校1年生）

昨年、一般社団法人全日本ピアノ指導者協会が主催する「第40回ピティナ・ピアノコンペティション北日本1地区本選」が札幌市内で開催され、新十津川中学校1年生の伊藤結さんとともに、連弾中級Aに出場し、第1位の成績を収め、東京都で開催された全国決勝大会の出場を果たしました。

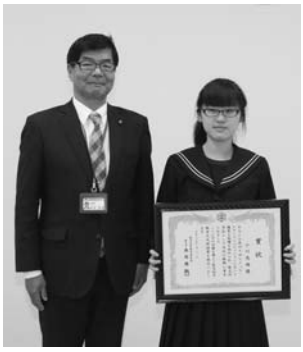

製造事業所の皆様へ

工業統計調査を実施します

平成29年工業統計調査は、従業員４人以上の全ての製造事業所を対象に、６月１日現在で実施します。調査をお願いする製造事業所には、５月中旬から６月にかけて、「調査員証」を携行している調査員がお伺いしますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、回答をよろしくお願いします。調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

▶問い合わせ　企画広報グループ（市役所３階☎42～3214）

かもい岳２０１７ソメスサドル杯 エンデュランス馬術大会開催

新緑のかもい岳温泉広場を発着地とし、エンデュランスの名のもとに、馬とライダーが春のかもい岳を駆け抜けます。

エンデュランス馬術競技は、一般的に数十キロメートルの長距離を数時間かけて騎乗し、その走破タイムを競う耐久競技です。

▼とき　5月28日（日）6時～15時30分

▼ところ　かもい岳温泉広場を発着地とする特設コース

※観覧は、かもい岳温泉広場及びゲレンデ付近のみ可能。当日は、山林内の通行は禁止となりますのでご注意ください。

▼問い合わせ　大会事務局（かもい岳温泉内☎42～3939）

特産品を開発しませんか

歌志内ブランド開発支援事業のご案内

本市の新しい魅力を発信するため、市内にある各種有効資源を活用した特産品の開発及び販売促進事業に補助金を交付します。

▶補助対象

▷市内に主たる事業所を有する中小企業または個人の事業主

▷市内に住所を有する個人

▷市内に所在する団体等

▶補助対象経費

▷特産品の開発に要する試験研究費や容器、包装等の作成費など

▶補助金額

▷対象経費の３分の２以内で100万円まで

▶審査

▷審査委員会による審査を行い決定します

※くわしくは、ふるさと振興グループ（市役所２階☎42～3215）